| |
|---|
| 令 和 7 年 5 月 1 日 |
| 総 務 常 任 委 員 会 資 料 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 |

# 投票管理者等の報酬額の改正の概要について

最近における物価の変動等を考慮し、現在、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正案が国会において審議されており、今後の国会議員の選挙から適用されることが見込まれることから、法改正の概要等について報告します。

## 1. 改正の概要

費用弁償額（報酬額）の改正（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律）

| 区分 | 現行単価 | | 改定単価（案） |
|---|---|---|---|
| 投票管理者 | １２，８００円 | | １４，５００円 |
| 期日前投票管理者 | １１，３００円 | | １２，８００円 |
| 開票管理者（選挙長） | １０，８００円 | ⇒ | １２，２００円 |
| 投票立会人 | １０，９００円 | | １２，４００円 |
| 期日前投票立会人 | ９，６００円 | | １０，９００円 |
| 開票立会人（選挙立会人） | ８，９００円 | | １０，１００円 |

## 2. 今後の対応

本市の投票管理者等の報酬額については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の規定に準じて、見直しを行っており、今後の国会議員の選挙に適用となることから、令和７年６月定例会に「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正議案を提出予定